

第1章

計画の大綱

第1章 計画の大綱

1. 策定の目的と役割

(1) 都市マスタープラン策定の目的

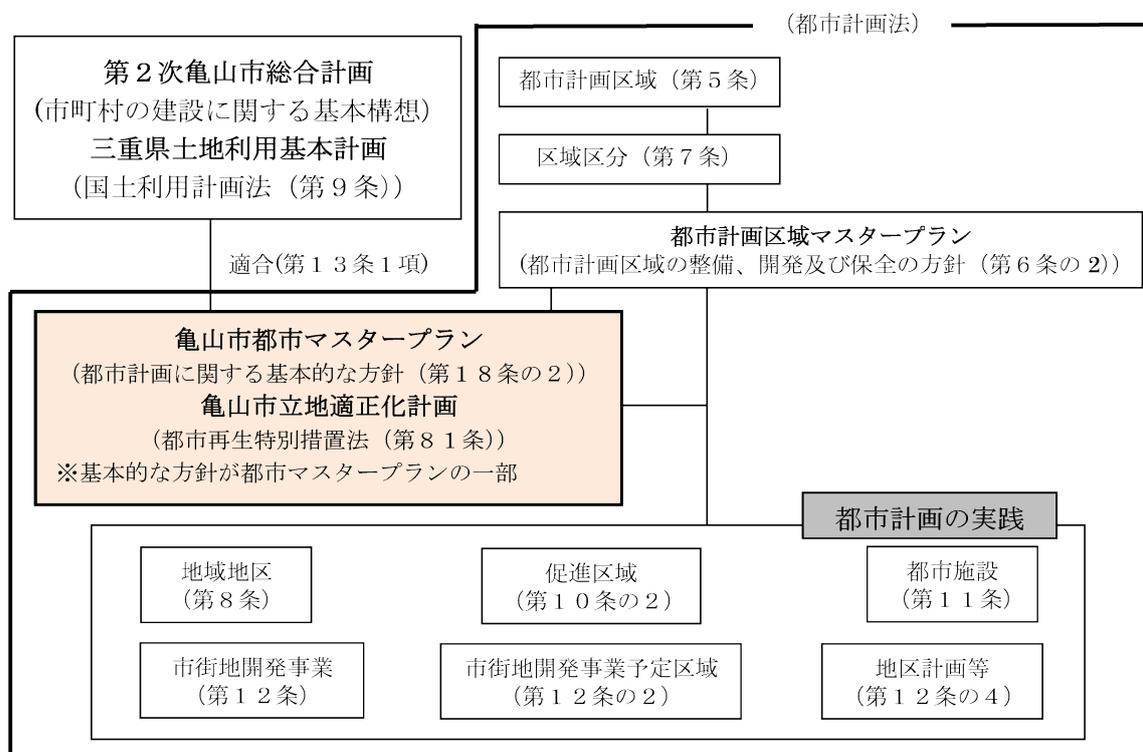
本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用（市街地、森林、農地等）及び都市施設（道路、公園、下水道等）の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としています。

この計画は、第2次亀山市総合計画（以下「総合計画」という。）及び県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）に即したものでなくてはなりません。また、市の都市計画は、この計画に即したものとする必要があります。

亀山市においては、平成22年におおむね10年後の平成30年を目標年次とする亀山市都市マスタープランを策定し、都市づくりを進めてまいりましたが、目標年次を迎えることから企業立地による就業者の増加や住宅団地開発などの民間動向を都市の活性化につなげるため、新たに都市づくりの将来像や方針を示します。

(2) 都市マスタープランの役割

- 1) 亀山市都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」という。）は、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するとともに、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担います。
- 2) 市民、団体、地域、事業者、行政がお互いの信頼のもと協働により都市づくりや地域づくりに繋げていくための仕組みなどを構築することで、総合的な都市づくり、地域づくりの指針としての役割を担います。



■ 都市計画体系における「都市マスタープラン」の位置づけ

2. 都市マスタープランの概要

(1) 策定区域

亀山市行政区域全体とします。

(2) 策定主体

亀山市



■策定区域図

(3) 計画期間

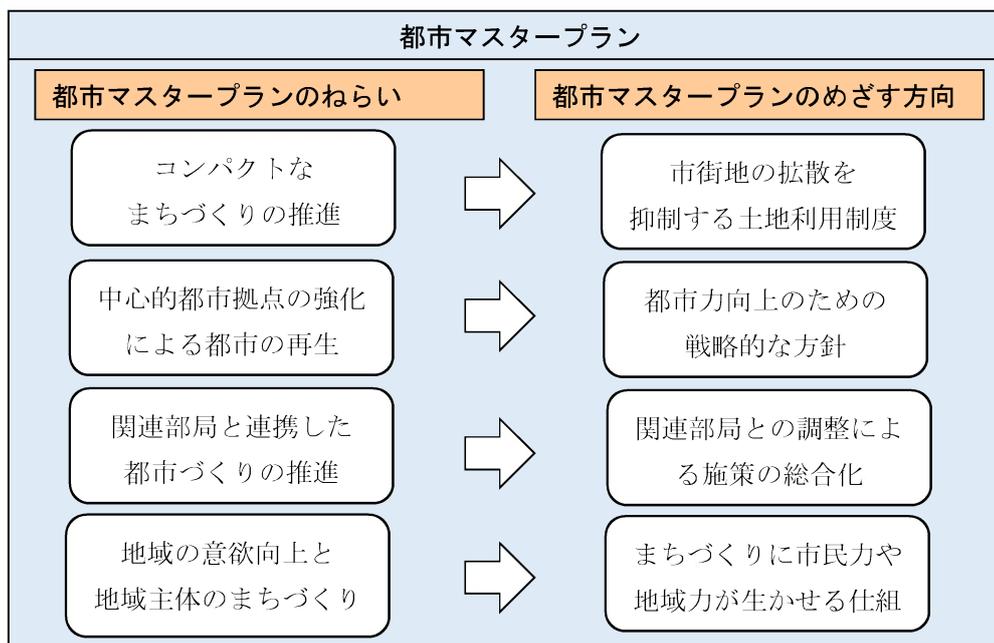
目標年次は、おおむね10年後の平成39（2027）年としますが、社会経済状況の変化により大きく都市の方向性が変化することも考えられます。このようにリニア市内停車等の都市の将来にとって大きな影響を与える状況の変化が想定される場合は、本計画の見直しを行うものとします。

(4) 都市マスタープランのねらいとめざす方向

都市マスタープランの策定にあたっては、平成22年策定の都市マスタープラン（以下「前都市マスタープラン」という。）の評価を行い、都市づくりの目標である「都市の拠点機能強化」、「まとまりのある居住地の形成」に対して課題が残されていると総括しました。このため、拠点機能の強化や市街地の拡散の抑制などの課題に対して、積極的に対応するため「都市づくりの戦略方針」の項を設け、具体的なエリアプランや適切な土地利用制度について示しています。

また、そのエリアプラン推進のためには、より広い分野での都市づくりが進められる必要があるため、関連部局と調整を行い施策の総合化を図っています。

その内容を都市マスタープランのねらいとめざす方向として整理すると以下のとおりです。



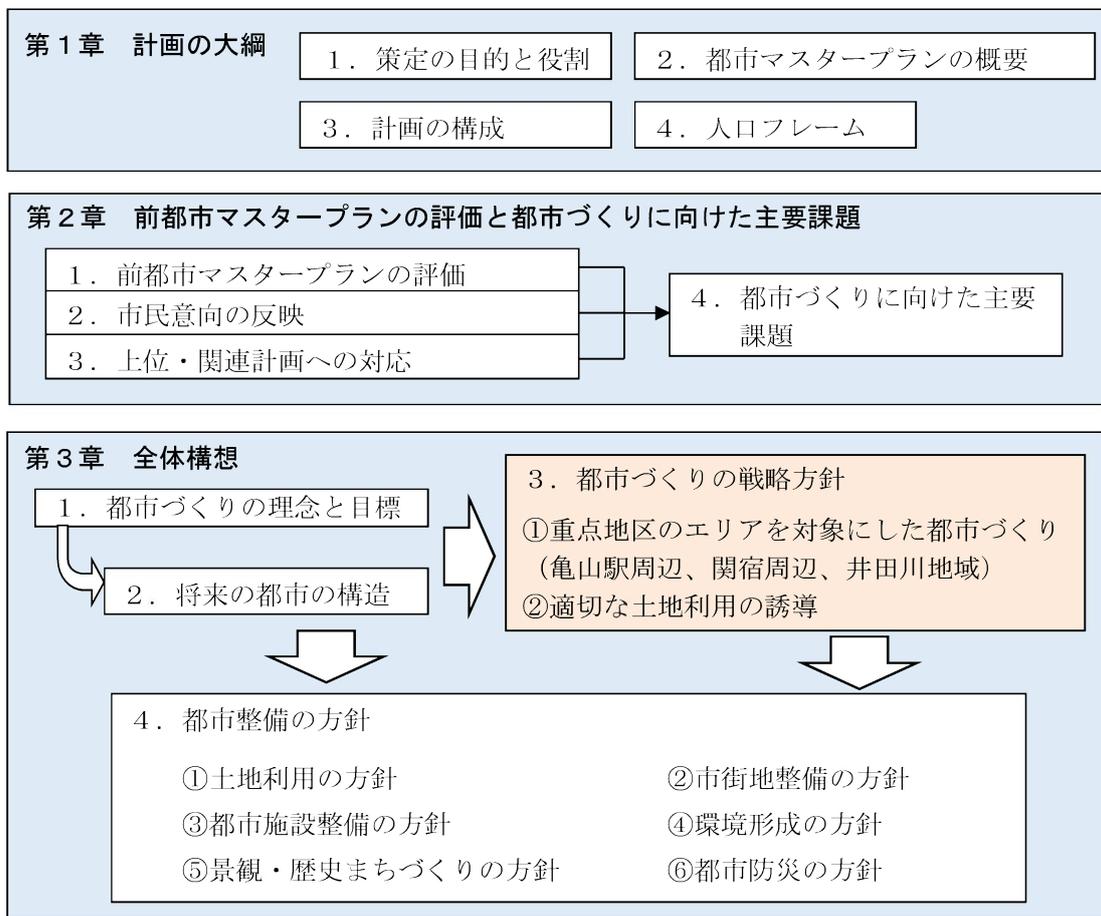
■都市マスタープランのねらいとめざす方向

3. 計画の構成

都市マスタープランのねらいとめざす方向で示したように、都市の課題解決に十分対応したマスタープランとするため、早急を実施すべき重点項目を「都市づくりの戦略方針」として、重点地区のエリアに対応した都市づくりや適切な土地利用の誘導について整理しています。

また、目標実現のための方針である「都市整備の方針」は、「都市づくりの戦略方針」の後に示します。このことにより、課題解決のために必要な具体的対応施策を明確にすることで、都市計画の運用に実効性のあるマスタープランとなります。そのための構成は下図に示しています。

なお、地域づくりのビジョンやその地域特有の課題に対する解決策等をまとめた地域別構想については、「都市づくりの戦略方針」を進めるとともに、地域区分や策定手法について検討を行います。

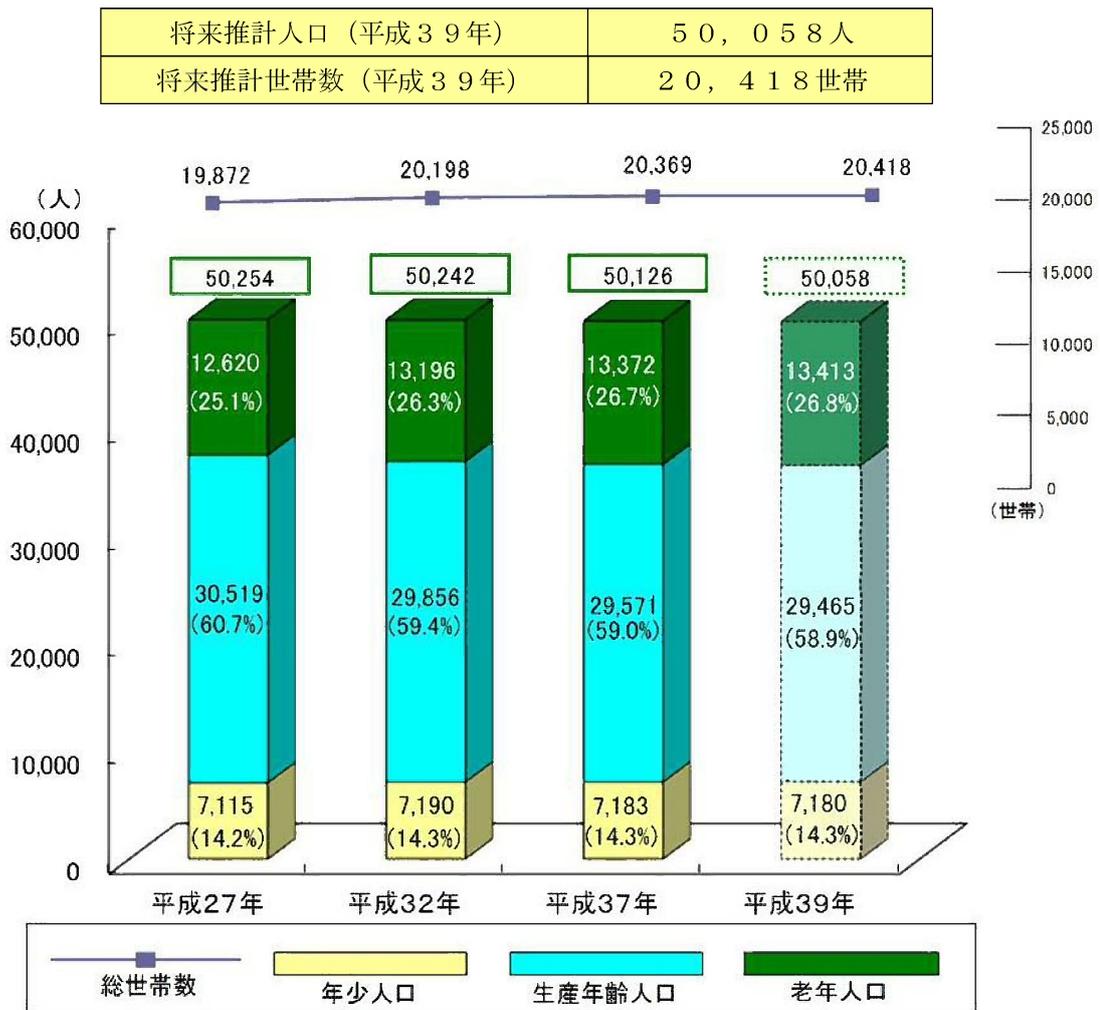


■ 計画の構成

4. 人口フレーム

(1) 人口フレームの推計

都市マスタープランの目標年次である平成39（2027）年の人口及び世帯数は、上位計画である総合計画との整合を図るため、以下に示す総合計画基本構想の目標年次平成37（2025）年の将来推計人口50,126人、総世帯数約20,369世帯の設定方法に準じ、将来推計人口50,058人、将来推計世帯数20,418世帯と設定します。



(出典：平成39年以外は、第2次亀山市総合計画基本構想より)

※総合計画基本構想の将来推計人口は、亀山市人口ビジョンの「将来人口の展望」によります。この「将来人口の展望」においては、少子化対策を進めるとともに、転入者が転出者を上回る社会増の傾向を加速させることで、世代間・男女間のバランスの良い人口構成と、平成72年に概ね5万人の総人口の確保をめざしています。